



伊藤忠食品株式会社

証券コード 2692

第105期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時30分

開催
場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所
7階国際会議ホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。
<https://s.srdb.jp/2692/>



株主総会にご来場の株主さまへのお土産をご用意しており
ません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。2022年度に最終年度を迎えた中期経営計画「Transform 2022～領域を超えて～」においては、製・配・販連携により消費者に新価値を提供するエコシステム形成を目指し、重点分野に取り組んでまいりました。厳しい環境変化の中、每期着実に計画を達成し、4期連続で増益となりました。今後も「健康で豊かな食生活創り」に貢献すべく、2023年5月に新たな3ヶ年の新中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」を策定いたしました。「食を中心とする領域での共有価値の創造と循環～社会的価値と経済的価値の両立～」を推進し、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

さて、当社第105期定時株主総会を2023年6月22日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまには、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年6月 代表取締役社長
社長執行役員

岡本 均

社是

当社は堅実を旨とし、驕ることなく、常に誠実をもって
取引先に接し、信義を重んじ、和の精神に則り、
社業の発展にたゆまざる努力をすること

企業理念

常に時代の変化と要請を先取りし、健康で豊かな食生活創りを通じて
消費者と社会に貢献します

(証券コード2692)
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株主各位

大阪市中央区城見二丁目2番22号
伊藤忠食品株式会社
代表取締役社長 岡本 均

第105期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第105期定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.itochu-shokuhin.com/ir/notice.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://s.srdb.jp/2692/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「伊藤忠食品」または「コード」に当社の証券コード「2692」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によりましても議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時30分

場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階国際会議ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項 **報告事項** 1. 第105期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件




決議事項 **第1号議案 剰余金の処分の件**
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

-
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - 書面交付請求をされていない株主さまには、利便性に鑑み、お手元でも決議事項の要点をご確認いただけるよう、電子提供措置事項のうち、株主総会参考書類等もあわせてご送付しております。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2頁に記載の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 新型コロナウイルスの感染状況等により、今後株主総会の運営に変更等が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席	書面の郵送	インターネット
 <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>	 <p>パソコンまたはスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。</p> <p>議決権行使ウェブサイト▶ https://www.web54.net</p> <p>詳細は次頁をご覧ください。</p>
<p>株主総会開催日時 2023年6月22日(木曜日) 午前10時30分</p>	<p>行使期限 2023年6月21日(水曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	<p>行使期限 2023年6月21日(水曜日) 午後5時30分まで</p>

インターネット等による議決権行使についての注意事項

複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(1) インターネット等での議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主さま

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主さま(特別口座をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトからご行使ください。

行使期限
2023年6月21日（水曜日）午後5時30分まで

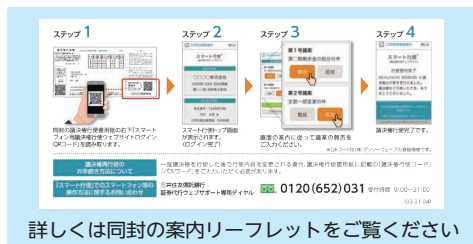
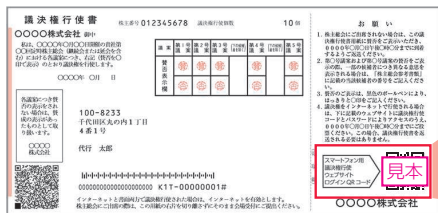


スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

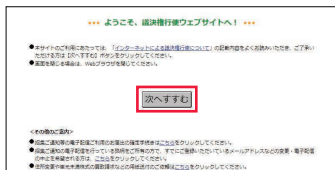
なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



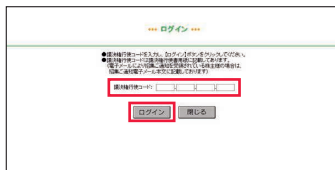
パソコンをご利用の方

1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



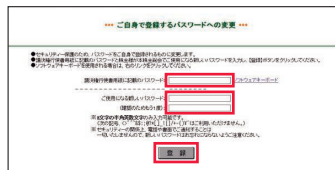
議決権行使ウェブサイト
ウェブ行使
<https://www.web54.net>
にアクセスし、「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」及び実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - ・ パスワードはご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
 - ・ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営における最重要政策と認識しております。

配当金につきましては、株主還元水準の向上を念頭に、安定的かつ継続的な配当を行う所存であります。この基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株当たり40円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金40円を加えた当期の年間配当金は、1株当たり80円となります。

なお、内部留保資金につきましては、さらなる企業価値の向上に向けた、物流機能、DX関連及び人材への基盤投資ならびに重点分野である情報、商品開発及び物流領域への成長投資に充当してまいります。

つきましては、以下のとおり第105期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり

40円

総額 507,485,320円

なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり80円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

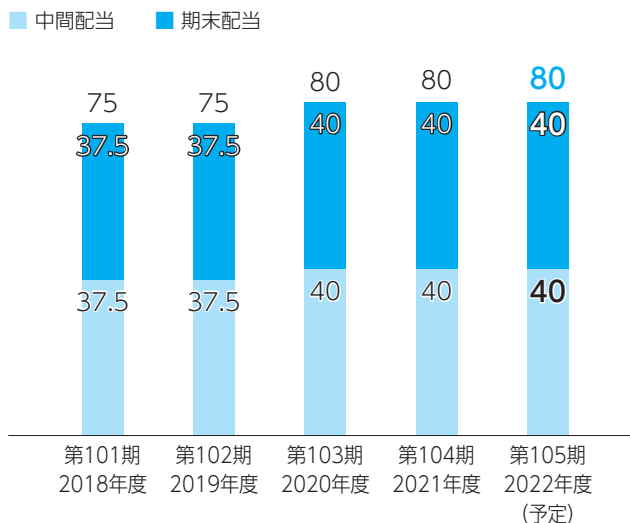
1 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,900,000,000円

2 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,900,000,000円

ご参考 1株当たり年間配当金の推移 (単位：円)



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」の達成に向け、経営体制の一層の強化を図るとともに取締役会の多様性を確保するため、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者は、独立社外役員3名を含む5名の委員で構成されるガバナンス委員会にて審議し、取締役会において決定しております。取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	当事業年度における 取締役会への 出席状況（出席率）
1	再任	おかもと 均	代表取締役社長 社長執行役員	13回中13回出席 (100%)
2	再任	かわはら 光男	取締役副社長執行役員 社長補佐	13回中13回出席 (100%)
3	再任	うおずみ 直之	取締役常務執行役員 営業統括部門部門長	10回中10回出席 (100%)
4	再任	ふくしま 義弘	取締役常務執行役員 営業統括部門部門長 代行(兼)商品本部本部長(兼)ダイバーシティ推進室室長	13回中13回出席 (100%)
5	再任	おおもり 賢律	取締役執行役員 管理統括部門部門長(兼) コンプライアンス担当(兼)サステナビリティ担当	10回中10回出席 (100%)
6	新任	なかむら 洋幸	-	-
7	再任	みやさか 泰行	取締役	13回中13回出席 (100%)
8	再任	おくだ 高子	取締役	13回中13回出席 (100%)
9	再任	ちゅうじょう 薫	取締役	13回中13回出席 (100%)

(注) 上記の取締役会の開催回数には、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を含んでおりません。

候補者番号

1

おかもと
岡本ひとし
均

(1956年6月14日生)

再任

● 所有する当社の株式数
1,000株

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2014年4月	同社 代表取締役専務執行役員 繊維カンパニープレジデント
2007年4月	同社 ファッションアパレル 部門長代行(兼)ファッション アパレル第一部長	2015年4月	同社 代表取締役専務執行役員 CSO
2008年4月	同社 執行役員 ファッションアパレル部門長	2016年4月	同社 代表取締役専務執行役員 CSO・CIO
2010年4月	同社 常務執行役員 繊維カンパニープレジデント	2018年4月	当社 社長執行役員
2010年6月	同社 代表取締役常務執行役員 繊維カンパニープレジデント	2018年6月	当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

岡本均氏は、企業経営者として豊富な経験、高い倫理観及び多様な経営課題に対処できる資質を有しております。代表取締役社長として経営の舵取りを担い、2023年度を開始年度とする新中期経営計画においても優れた経営手腕を発揮することが期待されます。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上のけん引役として適任であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

かわはら
河原みつお
光男

(1959年3月26日生)

再任

● 所有する当社の株式数
2,300株

略歴、当社における地位及び担当

1982年4月	当社 入社	2019年6月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)広域 営業本部本部長
2005年10月	当社 東日本営業本部営業第九部 部長	2020年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長
2010年10月	当社 東日本営業本部副本部長	2021年4月	当社 取締役専務執行役員 営業統括部門部門長
2012年6月	当社 執行役員 広域第一営業本部本部長	2023年4月	当社 取締役副社長執行役員 社長補佐 (現任)
2019年4月	当社 常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)広域 営業本部本部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

河原光男氏は、食品流通業界における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、2020年4月より当社の営業部門の統括責任者として経営の一翼を担っております。高い指導力をもって、各営業本部の有機的な連携に寄与するとともに、重点分野における新たな収益源の確保を図るなど、成長基盤構築等に尽力しております。また、2023年4月より取締役副社長執行役員として適切に職責を果たしており、2023年度を開始年度とする新中期経営計画の達成への貢献が期待されます。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

3

うおずみ
魚住

なおよき
直之

(1962年8月31日生)

再任

● 所有する当社の株式数
1,900株



略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社 入社	2020年4月	当社 執行役員 経営統括部門部門長(兼)C S R担当
2007年4月	当社 西日本営業本部営業第四部部长	2021年4月	当社 常務執行役員 経営統括部門部門長(兼)C S R担当(兼)ダイバーシティ推進室室長
2011年4月	当社 西日本営業本部九州・中国支店支店長	2022年6月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)ダイバーシティ推進室室長
2012年4月	当社 西日本営業本部副本部長(兼)九州支店支店長	2023年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長 (現任)
2014年4月	当社 西日本営業本部副本部長(兼)生協事業部部长		
2015年6月	当社 執行役員 西日本営業本部副本部長(兼)生協事業部部长		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

魚住直之氏は、長年にわたり営業部門に従事し、食品流通業界における多様な業務経験と幅広い見識を有しております。2022年6月に取締役に就任以来、営業統括部門部門長代行として、営業部門とコーポレート部門の連携強化、ダイバーシティ推進及び新価値創造への取り組み等を推進し、着実な利益成長に貢献しております。また、2023年4月より営業部門の統括責任者として適切に職責を果たしております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ふくしま
福嶋

よしひろ
義弘

(1962年11月23日生)

再任

● 所有する当社の株式数
500株



略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2021年6月	当社 取締役執行役員 商品本部副本部長代行
2008年4月	コンパースフットウェア株式会社 代表取締役社長	2022年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)商品本部副本部長(兼)リテール本部副本部長
2013年9月	コンパースアパレル株式会社 代表取締役社長	2023年4月	当社 取締役常務執行役員 営業統括部門部門長代行(兼)商品本部副本部長(兼)ダイバーシティ推進室室長 (現任)
2015年1月	コンパースジャパン株式会社 代表取締役社長		
2017年4月	伊藤忠商事株式会社 執行役員 ブランドマーケティング第二部門長		
2020年4月	当社 執行役員 商品本部副本部長代行		

重要な兼職の状況

株式会社エプリー 社外取締役

取締役候補者とした理由

福嶋義弘氏は、2021年6月に当社取締役に就任して以来、取引先との強固な関係構築、重点分野における新たな収益獲得への取り組み及び営業力の強化等に貢献しております。また、伊藤忠商事株式会社において執行役員ならびに同社子会社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識を有しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

おおもりのり
大森まさのり
賢律

(1964年2月14日生)

再任

● 所有する当社の株式数
500株

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2020年4月	同社 准執行役員監査部長
2006年4月	同社 金融市場営業部長	2021年4月	当社 執行役員 財務本部本部長
2007年12月	伊藤忠キャピタル証券株式会社 代表取締役社長	2022年4月	当社 執行役員 管理統括部門部門長(兼)コンプライアンス担当(兼)サステナビリティ担当
2011年4月	伊藤忠商事株式会社 統合リスク マネジメント部 ERM・事業企画室長	2022年6月	当社 取締役執行役員 管理統括部門部門長(兼)コンプライアンス担当(兼)サステナビリティ担当 (現任)
2015年5月	同社 東アジア総代表補佐経営管理担当		
2016年5月	同社 統合リスクマネジメント部長		
2019年5月	同社 監査部長		

重要な兼職の状況

コンフェックスホールディングス株式会社 取締役 (非常勤)
コンフェックス株式会社 取締役 (非常勤)

取締役候補者とした理由

大森賢律氏は、経営を支えるコーポレート部門において戦略的かつ総合的に判断できる資質を有しております。2022年6月より取締役管理統括部門部門長として、新中期経営計画の策定、コーポレート機能の強化及びサステナビリティへの取り組みを推進するなど経営基盤の強化に貢献しております。また、伊藤忠商事株式会社において、統合リスクマネジメント部長、准執行役員及び同社子会社の代表取締役社長を務めるなど、多様な業務経験と豊富な見識を有しております。これらのことから当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

なかむらの
中村ひろゆきの
洋幸

(1965年8月28日生)

新任

● 所有する当社の株式数
-

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2019年4月	同社 取締役常務執行役員商品統括・マーケティング管掌
2004年4月	同社 食品流通部門食品流通戦略室長	2021年4月	伊藤忠商事株式会社 食品流通部門長代行
2005年4月	株式会社リーテイル・ネット 代表取締役社長	2023年4月	同社 食品流通部門長 (現任)
2011年4月	伊藤忠商事株式会社 食品流通部門長代行		
2018年4月	株式会社日本アクセス 執行役員 総合企画管掌		

重要な兼職の状況

伊藤忠商事株式会社 食品流通部門長
株式会社日本アクセス 取締役 (非常勤) コンフェックスホールディングス株式会社 監査役 (非常勤)
コンフェックス株式会社 監査役 (非常勤)

取締役候補者とした理由

中村洋幸氏は、伊藤忠商事株式会社において、食品流通部門長を務められ、食品流通業界における幅広い見識と多様な経験を有しております。同氏を取締役に迎えることで、当社取締役会の適正な意思決定や適切な助言が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

みやさか
宮坂

やすゆき
泰行

(1952年4月1日生)

社外取締役

● 所有する当社の株式数

再任

独立役員

—



略歴、当社における地位及び担当

1975年11月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2017年6月	同法人 退所
1980年3月	公認会計士登録	2017年7月	宮坂泰行公認会計士事務所 所長（現任）
1990年6月	同法人 パートナー	2018年6月	当社 取締役（現任）
2010年10月	同法人 リスク管理・審査室（IFRS）長		

重要な兼職の状況

宮坂泰行公認会計士事務所 所長
株式会社レゾナック・ホールディングス 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮坂泰行氏は、企業財務及び会計に関する高度な専門性と幅広い見識を有しております。2018年6月より当社社外取締役として、主に公認会計士としての専門的知見等から、取締役会の意思決定の妥当性ならびに適正性を確保するための的確な助言と、業務執行に対する適切な監督を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、指名・報酬決定プロセスや取締役会の実効性評価への関与、関連当事者取引の監督をはじめとして、取締役会の監督機能の強化に貢献しております。今後とも知見を活かし、的確な助言及び適切な監督を行っていただくことが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、宮坂泰行氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

8

おくだ たかこ
奥田 高子 (1956年5月7日生)

社外取締役

● 所有する当社の株式数

再任

独立役員

-



略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	サントリー株式会社 入社	2014年7月	同社 カスタマーサービス・カンパニーCS推進室長
2000年4月	同社 ワイン事業部課長		
2003年4月	同社 お客様コミュニケーション部東京お客様センター課長	2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社 CS推進室長
2005年9月	東京電力株式会社 入社	2018年4月	同社 CX推進担当(囑託)
	同社 販売営業本部営業部くらしのラボグループマネジャー	2019年6月	当社 取締役(現任)
2008年7月	同社 販売営業本部営業部部長(兼)くらしのラボグループマネジャー		

重要な兼職の状況

株式会社エムティーアイ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

奥田高子氏は、酒類等の商品開発及びマーケティングに知見を有する他、長年にわたり顧客満足度及びステークホルダーの信頼性向上に寄与する業務に従事するなど幅広い経験を有しております。2019年6月に当社社外取締役に就任以来、取締役会の議論の活性化及び意思決定の妥当性・適正性の確保等に貢献しております。また、ガバナンス委員会の委員として、積極的な意見・提言を行うとともに当社のダイバーシティを推進するための有益な提言を行うなど適切に役割を果たしております。社外取締役または社外監査役となること以外に会社経営に直接関与された経験はありませんが、引き続き多様な助言を期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

独立役員に関する事項

当社は、奥田高子氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

9

ちゅうじょう

中条

かおる

薫

(1960年11月15日生)

社外取締役

● 所有する当社の株式数

再任

独立役員

—



略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	富士通株式会社 入社	2016年2月	同社 ユビキタスIoT事業本部 本部長代理
2000年3月	株式会社富士通米国研究所 IP Networking Research Senior Researcher	2017年4月	同社 AIサービス事業本部本部長
2009年12月	富士通株式会社 モバイルフォン 事業本部先行開発統括部統括部 長	2019年7月	同社 ソフトウェア事業本部エグ ゼクティブディレクターAIA ライアンス担当
2013年6月	同社 ユビキタスビジネス戦略本 部先進開発統括部統括部長	2020年12月	株式会社SoW Insight 設立 代表取締役社長 (現任)
		2021年6月	当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社SoW Insight 代表取締役社長
 フォスター電機株式会社 社外取締役
 UBE三菱セメント株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中条薫氏は、富士通株式会社においてモバイル、AI及びIoT事業などの責任者として同社のDX分野の成長をけん引し、現在もAI等の新技術に関する産官学民の連携団体に参画するなど、IT分野に豊富な知見を有しております。また、経営者として、ダイバーシティ推進等のコンサルティング事業を展開しております。2021年6月に当社社外取締役に就任以来、客観的かつ実践的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言ならびに業務執行に対する適切な監督を行っております。また、当社のダイバーシティ推進ならびにDX推進等において有益な提言をいただくなど適切に役割を果たしております。今後とも的確な助言及び適切な監督を行っていただくことが期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上に資する者として適任であると判断し、同氏を社外取締役候補者いたしました。

独立役員に関する事項

当社は、中条薫氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮坂泰行氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 奥田高子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 中条薫氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 岡本均氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社における過去10年間の業務執行者としての地位及び担当は、8頁の略歴に記載のとおりであります。
7. 福嶋義弘氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、9頁の略歴に記載のとおりであります。また、同氏は、過去10年間に於いて、特定関係事業者である川辺株式会社の役員でありました。
8. 大森賢律氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありました。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、10頁の略歴に記載のとおりであります。
9. 中村洋幸氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執行者ならびに役員としての地位及び担当は、10頁の略歴に記載のとおりであります。
10. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。なお、当社は、中村洋幸氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
11. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
当社は、取締役を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

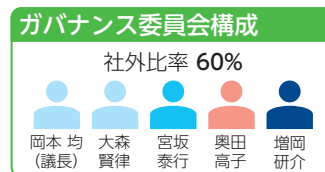
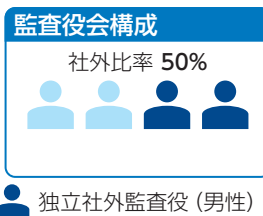
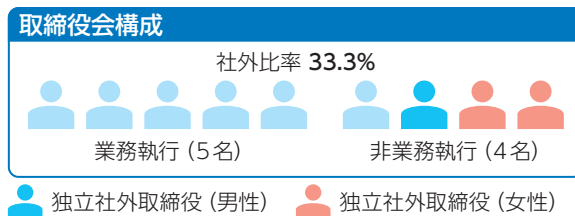
ご参考 第2号議案が承認されたのちの経営体制

取締役会・監査役会全体として多様性・実効性を確保し、当社の持続的な企業価値向上に努めてまいります。

氏名	当社が期待する知見・経験							
	経営全般・ 経営戦略	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ リスク マネジメント	人材育成・ ダイバー シティ	ESG・ サステナ ビリティ	ガバナンス ・内部統制	ICT(情報通信 技術)・物流
岡本 均	●	○	○	○	○	○	○	○
河原 光男	○	●			○	●	○	●
魚住 直之	○	●			●	●		●
福嶋 義弘	○	●			●	○		
大森 賢律	○		●	○	○	●	●	○
中村 洋幸		●					○	
宮坂 泰行	社外 独立		●				●	
奥田 高子	社外 独立	○			●	●	●	
中条 薫	社外 独立				●	●	○	●
長島 秀昭			○	●			○	
清家 隆太			○	●			○	
増岡 研介	社外 独立			●			●	
山岡信一郎	社外 独立		●				●	

(注)1. 上記一覧表は、取締役（候補者）及び監査役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

2. ●は特に期待する知見・経験を指します。



社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性を客観的に判断するため、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下のとおり社外役員の独立性の基準を定め、社外役員が以下のいずれの項目にも該当しないことを独立性の判断基準としております。

1. 当社（当社連結子会社を含む。以下同じ。）の主要な取引先である者（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）。
2. 当社を主要な取引先とする者（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）。
3. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者であった者）。
4. 当社が主要株主である法人の業務執行者。
5. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者）。
7. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の法人の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の法人の業務執行者。
8. 当社の取締役、監査役、執行役員及びその他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族。
9. 過去10年間において、上記第1項から第8項までのいずれかに該当していた者。
10. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると合理的に判断される事由が認められる者。

- (注) 1. 第1項の「当社の主要な取引先である者」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上を占める者をいう。
2. 第2項の「当社を主要な取引先とする者」とは、過去5年間のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。なお、連結決算を実施していない場合は、単体売上高を基準とする。
3. 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他使用人等をいう。
4. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または保有する法人をいう。
5. 「一定額」とは、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。

以 上

〈ご参考〉新中期経営計画 「Transform 2025～創造と循環～」について

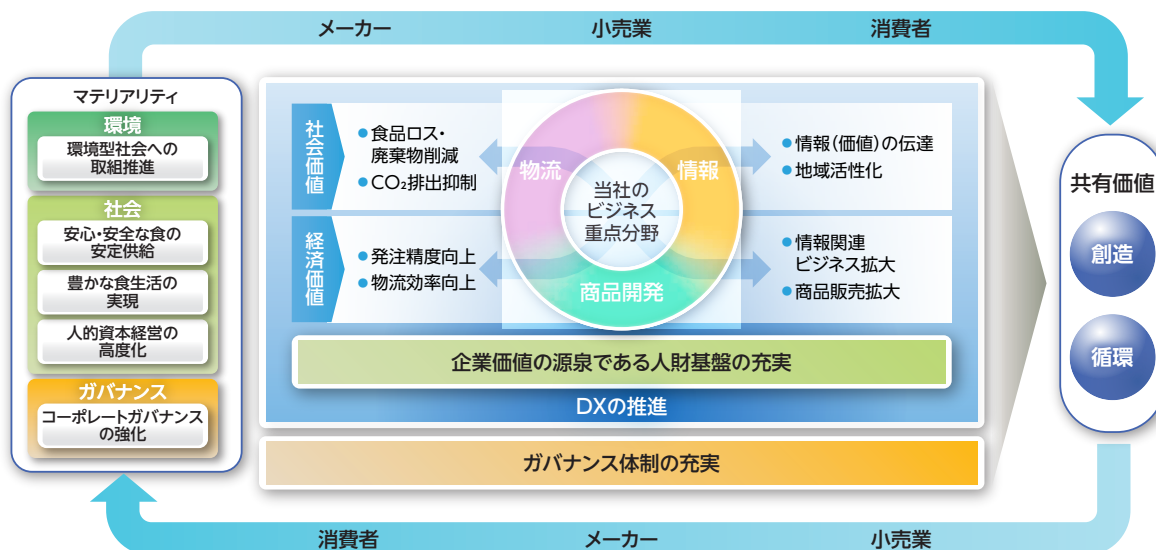
当社は、2020年度に3ヶ年の中期経営計画「Transform 2022～領域を超えて～」を策定・公表し、社会課題解決への取り組みによる持続的成長基盤構築ならびに消費者起点の新価値創出を目指してまいりました。計画期間中は、厳しい環境変化の中でも毎期着実に計画を達成し、利益成長を実現いたしました。

この度2023年5月に、2023年度を開始年度とする新たな3ヶ年の新中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」を策定・公表いたしました。

新中期経営計画で目指す姿は「食を中心とする領域での共有価値の創造と循環～社会的価値と経済的価値の両立～」であります。情報・商品開発・物流及びそれらの礎となる人財育成を重点分野と位置づけ、社会・経済両面において価値のある貢献を果たすことで、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

目指す姿

食を中心とする領域での共有価値の創造と循環 ～社会的価値と経済的価値の両立～



〈ご参考〉 当期の主なトピックス

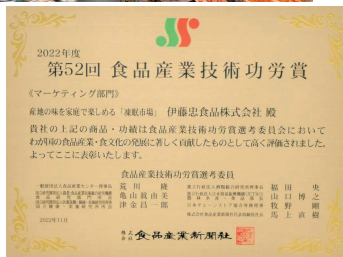
店頭デジタルサイネージを活用した販促の取り組み

当社は、(株)エブリーとともに「DELISH KITCHEN」のデジタルサイネージを活用した魅力ある売り場づくりのサポートを推進しています。サイネージにレシピ動画、商品CMや特売情報などを放映することで、消費者へ発見や気づきのある情報を提供するとともに、購買意欲の喚起につなげることを目的としています。また、効果的な商品陳列方法、販促物、放映するコンテンツ制作や企画などの各施策について、データ分析に基づき総合的にサポートし、消費者起点での提案を推進しております。

中期経営計画「Transform 2022～領域を超えて～」の重点施策として注力した結果、多くの小売業での導入が加速しております。また、小売業のみならず、メーカーなどの取引先にも効果を実感いただき、活用事例は多岐にわたっております。新中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」においては、サイネージから得た情報を活用し、製・配・販及び消費者のサプライチェーンで循環させ、より価値のある提案を行うことで、豊かな顧客体験につなげてまいります。



冷凍・チルド分野への取り組み



中期経営計画「Transform 2022～領域を超えて～」の重点施策の一つとして、冷凍・チルド分野への取り組みを推進してまいりました。コロナ禍での中食需要の拡大を背景に、冷凍食品のニーズは高まり、今後さらにマーケットは伸長していくものと予想されます。

当社は、急速凍結が可能な高品質の冷凍食品のブランド「凍眠市場」を展開しており、「おいしさ」はもとより販売期間の長期化による食品ロスの削減や生産者支援につなげ、取引を拡大しております。この取り組みが評価され、2022年11月に「第52回食品産業技術功労賞※」のマーケティング部門を受賞いたしました。

今後も拡大するマーケット及び消費者ニーズを的確に捉えた高付加価値商品の開発に取り組んでまいります。

※食品産業技術功労賞：(株)食品産業新聞社が主催する、食品産業の発展に著しく貢献した技術や商品を開発した企業を表彰するもの。

「DX認定事業者」に認定

2022年5月に経済産業省が定めるDX（デジタルトランスフォーメーション）認定制度*に基づく「DX認定事業者」に認定されました。

当社は、経済や社会、消費など環境が大きく変化する現代において、DX導入が課題解決につながると認識しております。

中期経営計画「Transform 2022～領域を超えて～」の中でもその重要性に言及し、企業理念にある「時代の変化と要請を先取りする」成長戦略を推進するため具体的な取り組みを進めてまいりました。

今後も当社はデジタル技術を活用し、施策を実施していくことで様々な課題解決を推進してまいります。

※DX認定制度：

デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を「デジタルガバナンス・コード」として取りまとめ、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度。



<当社のDX推進の主な取り組み>

- ・魅力的な売り場の実現に向けたデジタルサイネージの導入推進
- ・ギフトカード/コードギフトの販売拡大
- ・ハイブリッド型展示会の実施
- ・オープンクラウドな新基幹システムの構築
- ・定常業務の削減
- ・AI画像入荷検品の実証実験 など

営業・物流システム刷新プロジェクトを始動

当社は、営業・物流システム全面刷新に向けたプロジェクトを開始し、2022年6月より外部設計をスタートいたしました。2022年度末からの段階稼働を経て、2026年に完成を予定しております。

本プロジェクトでは、複数システムに分散している機能をオープンクラウド環境下に集約し、取引先のシステム要件の追加・変更や、ビジネスの変化にもスピーディかつ柔軟に対応できる拡張性を持った基盤を構築いたします。また、情報収集や共有が容易にできるシステム構成とし、ペーパーレス運用などの業務効率化を促進してまいります。

長期的な運用・保守基盤を確保することにより一層強固な経営基盤を構築し、食品流通の中核を担う卸売業としての責務を全うしてまいります。

〈ご参考〉サステナビリティへの取り組み

当社は、優先的に解決すべきマテリアリティ（重要課題）を2020年4月に特定・公表し、各種取り組みを進めてまいりました。

この度、社会的要請及び自社の状況の変化を鑑み、以下のとおりマテリアリティの見直しを行いました。

今後も、企業理念である「健康で豊かな食生活創り」を基本方針としながら、食品流通の中核を担う企業の使命として、事業活動を通じた持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

項目	マテリアリティ	概要
環境	<p>環境型社会への取組推進</p> 	<p>当社企業理念である「健康で豊かな食生活創り」は、持続可能な社会の実現が大前提であり、環境に配慮した事業推進が不可欠です。気候変動への対応、資源の有効活用に積極的に取り組み、低炭素・循環型社会の形成に貢献いたします。</p>
社会	<p>安心・安全な食の安定供給</p> 	<p>食品流通の中核を担う卸売を生業とする当社にとって、消費者に安心・安全な食を安定的に届けることは責務です。その使命を果たすためには、消費者が安心して購入できる商品品質の担保、災害リスクやサイバーリスク等の安定した供給を妨げるリスクの低減、安定した物流サービスの提供は必要不可欠であり、より強靱かつ高レジリエンスな体制構築に取り組んでまいります。</p>
	<p>豊かな食生活の実現</p> 	<p>当社の持続的な成長・企業価値の向上のためには、ステークホルダーに対し経済価値・社会価値を提供し、社会に必要とされることが不可欠です。既存の事業を確実に遂行することにとどまらず、当社ならではの様々な事業を通じて共有価値を創造してまいります。</p>
	<p>人的資本経営の高度化</p> 	<p>「心身ともに健康で活力ある職場環境のもと、柔軟な発想をもち、失敗を恐れずチャレンジしながら自ら成長できる人材」こそ、不確実性が高い社会においても柔軟に対応しながら持続的な成長を継続するための原動力であり財産であるとの認識のもと、個々の多様性と創造性の活用（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）、自律型人材の育成、働き甲斐のある職場環境の整備を通じて人的資本経営の高度化に取り組んでまいります。</p>
ガバナンス	<p>コーポレートガバナンスの強化</p> 	<p>当社がステークホルダーに信頼され持続的な成長・企業価値の向上を図るためには、ガバナンスの強化は必要不可欠です。プライム市場上場企業として、コーポレートガバナンス・コードに則り、透明性を保ち、適切な企業統治に取り組んでまいります。</p>

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、行動制限の緩和やインバウンド需要回復により、徐々に経済活動の正常化が進む一方で、資源・原油価格の高騰による物価上昇やウクライナ情勢の変化等、依然として先行き不透明な状態が続いております。

食品流通業界におきましても、人流の回復に伴い外食業界やコンビニエンスストアでは復調が見られるものの、コストプッシュ型のインフレにより消費者の生活防衛意識は高まり、スーパーマーケットでは買い控えや割安なPB商品の需要が高まるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは引き続き食品流通の中核機能を担う卸売業として、様々な環境変化に対応しつつ食品の安定供給維持に努め、エッセンシャルワーカーとしての責務を果たしました。また、中期経営計画「Transform 2022～領域を超えて～」で掲げた重点施策を着実に実施し、消費者起点のビジネスへの着実なシフト、社会課題解決に向けた基盤構築を推進してまいりました。具体的には、商品広告などにより消費者の購買意欲を喚起する店頭サインージの活用と効果検証、また冷凍食品ブランド「凍眠市場」の商品拡充と販路拡大などに取り組み、消費者視点を意識した新しい売り場を提案しております。物流においては、拠点再編や発注精度の向上によりコスト上昇を抑制しつつ、2024年問題やコスト増加等の共通の課題解決に向けて、サプライチェーン全体の効率化を図りました。また、ハイブリッド型展示会の開催等、デジタル技術の活用も推進したことで、2022年5月に経済産業省が定めるDX認定事業者に認定されました。

サステナビリティへの取り組みでは、2030年までの長期目標を設定いたしました。温室効果ガス排出量の削減、食品廃棄量の削減、ダイバーシティ推進、健康経営推進などの各マテリアリティに掲げた項目への全社的取り組みを推進し、SDGs達成に資する取り組みの深化を図ってまいります。

② 業績

〔売上高〕

当連結会計年度の売上高は、人流の回復に伴う外食・業務用取引の需要回復やGMS・SM向けにおける新規取引の獲得等により、前期比30,295百万円(4.9%)増収の642,953百万円となりました。

なお、商品分類別の売上高は以下のとおりであります。

商品分類	売上高(百万円)	構成比(%)	前期比増減率(%)
ビール類	150,722	23.4	6.6
和洋酒	102,871	16.0	1.4
調味料・缶詰	104,370	16.2	6.6
嗜好品・飲料	154,854	24.1	7.1
麺・乾物	45,797	7.1	3.6
冷凍・チルド	26,283	4.1	4.9
ギフト	34,618	5.4	△1.5
その他	23,438	3.7	2.2
合計	642,953	100.0	4.9

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 発泡酒及び第3のビールの売上高は「ビール類」に含んでおります。
3. GMS: General Merchandise Storeの略。総合スーパー。
4. SM: Supermarketの略。スーパーマーケット。

〔経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益〕

利益面では、取引拡大及び近年進めてきた合理化・効率化等、低重心経営の徹底が奏功し、営業利益は前期比1,620百万円（27.5%）増益の7,507百万円、経常利益は前期比1,669百万円（22.9%）増益の8,943百万円となりました。保有株式の評価減を計上するも、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比528百万円（12.2%）、4期連続の増益となる4,843百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,529百万円で、その主なものはシステム関連投資2,086百万円及び物流センターの設備購入費用444百万円であります。

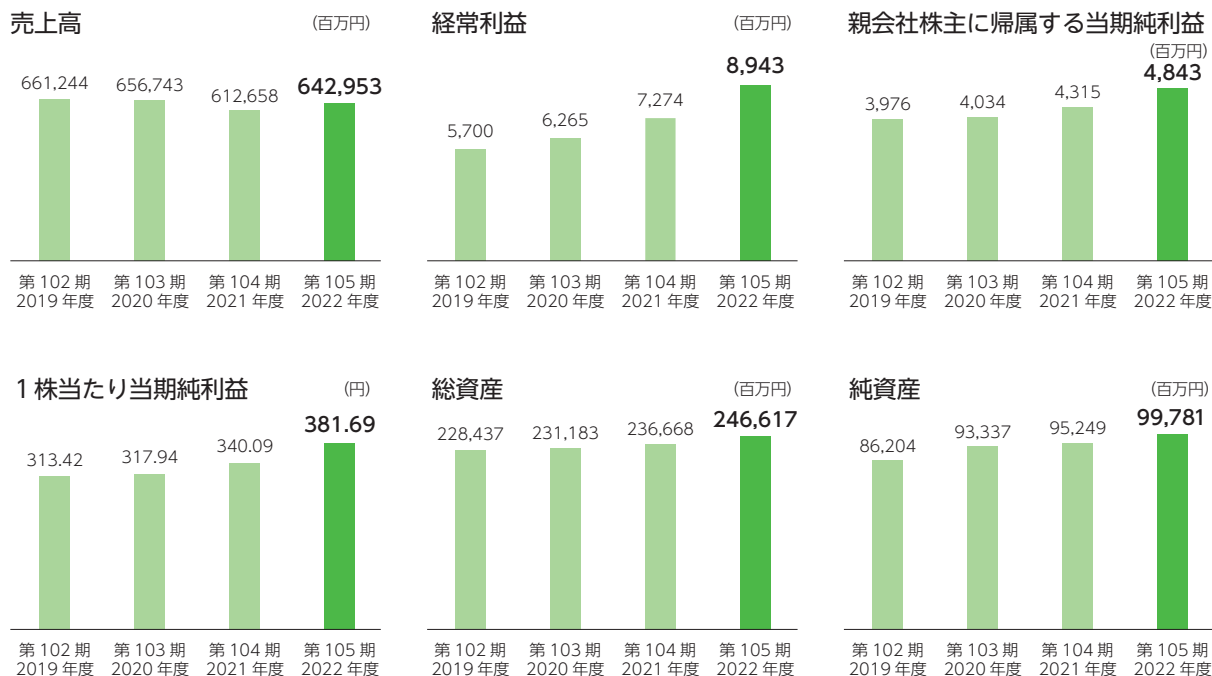
これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

事業報告

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第102期 (2019年度)	第103期 (2020年度)	第104期 (2021年度)	第105期 (当期) (2022年度)
売上高 (百万円)	661,244	656,743	612,658	642,953
営業利益 (百万円)	4,430	5,023	5,887	7,507
経常利益 (百万円)	5,700	6,265	7,274	8,943
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,976	4,034	4,315	4,843
1株当たり当期純利益 (円)	313.42	317.94	340.09	381.69
総資産 (百万円)	228,437	231,183	236,668	246,617
純資産 (百万円)	86,204	93,337	95,249	99,781
1株当たり純資産 (円)	6,781.27	7,354.47	7,505.14	7,863.14

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第104期の期首から適用しており、第104期以降に係る科目及び経営指標等については、当該会計基準を適用した後となっております。



(5) 対処すべき課題

今後の国内外経済は、新型コロナウイルスの影響が大幅に緩和されるものと考えられますが、地政学リスク、サプライチェーンの分断及び円安などの要因が継続しており、不透明な経営環境が続くと予想されま

す。食品流通業界は、人口減少・少子高齢化による総需要の減少、物流コスト、原材料、原油価格の上昇、消費者の購買行動の多様化などが同時進行しており、従来のビジネスモデルに加えて、より消費者起点のビジネス構築が必要な局面に差し掛かっております。

このような状況下、当社グループは、新たに2023年度を開始年度とする中期経営計画「Transform 2025～創造と循環～」(2023年度～2025年度)を策定いたしました。

新中期経営計画の目指す姿は「食を中心とする領域での共有価値の創造と循環～社会的価値と経済的価値の両立～」であります。これまで取り組んできた新領域をさらに深化させ、消費者を含めたサプライチェーン全体での共有価値の創造と循環を目指します。また、成長を支える基盤の構築を推し進めるとともに、事業を通じた社会課題解決への取り組みも引き続き進めてまいります。

当社が将来にわたり成長し続けていくためには、常に環境の変化を機敏に捉え、顧客・消費者のニーズを先取りし、製・配・販連携のもと、消費者の豊かな顧客体験を創出するエコシステムを形成していく必要があると認識しております。今後も持続的な成長を成し遂げるために、共有価値創造に向けて進化するグッドカンパニーを目指してまいります。

事業報告

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社で、同社は間接保有を含め当社株式を6,635千株（議決権比率52.3%）保有しております。

当社は総合商社である同社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

(商品仕入)

取引条件は他の仕入先と同様、市場価格を勘案し協議のうえ、決定しております。また、環境の変化等に応じて適宜見直しを行っております。

(資金の預入)

当社の運用方針に従い、預入期間に応じた市場金利を勘案のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

(物流センターの賃借)

賃借の条件は見積り合わせや近隣相場を勘案のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

親会社との取引は、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権の比率 (%)	主要な事業内容
新日本流通サービス株式会社	20	100.0	貨物運送取扱業
ISCビジネスサポート株式会社	90	100.0	サービス業
株式会社スハラ食品	95	99.0	酒類・食品卸売業
株式会社アイ・エム・シー	100	100.0	小売業

当社の連結子会社は上記の4社であり、持分法適用会社は2社（関連会社2社）であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要事業は酒類及び食品の卸売であります。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社 : 大阪、東京
営業所 : 大阪、東京、名古屋、北海道、仙台、中国、四国、九州
物流センター : 北海道、仙台、相模原、大府、関西、広島、福岡

② 主要な子会社の事業所

新日本流通サービス(株) 本社 : 大阪 物流センター : 中京
I S Cビジネスサポート(株) 本社 : 東京
(株)スハラ食品 本社 : 北海道
(株)アイ・エム・シー 本社 : 大阪

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,197名	46名増

(注) 上記には臨時従業員990名(年間平均人員数)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額(2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

事業報告

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 12,720,000株

(注) 発行済株式の総数には自己株式が32,867株含まれております。

(3) 株 主 数 14,535名 (前期末比580名増)

(4) 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
伊藤忠商事株式会社	6,620	52.18
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)	815	6.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	451	3.56
味の素株式会社	339	2.67
アサヒビール株式会社	296	2.34
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会 社日本カストディ銀行	249	1.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	199	1.57
伊藤忠食品従業員持株会	126	0.99
はごろもフーズ株式会社	87	0.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	81	0.65

(注) 1. 上記のほか、自己株式が32千株あります。

2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口) の所有株式は、アサヒビール株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はアサヒビール株式会社に留保されております。

4. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行の所有株式は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権は株式会社みずほ銀行に留保されております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

4. 当社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	岡 本 均	社長執行役員
取締役	河 原 光 男	専務執行役員営業統括部門部門長
取締役	福 嶋 義 弘	常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長(兼)リテール本部本部長、株式会社エプリー社外取締役
取締役	魚 住 直 之	常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)ダイバーシティ推進室室長
取締役	大 森 賢 律	執行役員管理統括部門部門長(兼)コンプライアンス担当(兼)サステナビリティ担当、コンフェックスホールディングス株式会社取締役(非常勤)、コンフェックス株式会社取締役(非常勤)
取締役	佐 藤 英 成	伊藤忠商事株式会社准執行役員食品流通部門長、株式会社日本アクセス取締役(非常勤)
取締役 (社外取締役)	宮 坂 泰 行	宮坂泰行公認会計士事務所所長(公認会計士)、株式会社レゾナック・ホールディングス社外監査役
取締役 (社外取締役)	奥 田 高 子	株式会社エムティーアイ社外監査役
取締役 (社外取締役)	中 条 薫	株式会社SoW Insight代表取締役社長、フォスター電機株式会社社外取締役、UBE三菱セメント株式会社社外取締役
常勤監査役	長 島 秀 昭	—
監査役	清 家 隆 太	伊藤忠商事株式会社統合RM部事業管理統轄室長
監査役 (社外監査役)	増 岡 研 介	増岡総合法律事務所所長(弁護士)、株式会社吉野家ホールディングス社外監査役、株式会社TJMデザイン社外監査役
監査役 (社外監査役)	山 岡 信 一 郎	株式会社ヴェリタス・アカウンティング代表取締役社長(公認会計士)、山岡法律会計事務所パートナー、イー・ギャランティ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏は、社外取締役であります。なお、当社は、宮坂泰行氏、奥田高子氏及び中条薫氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役増岡研介氏及び山岡信一郎氏は、社外監査役であります。なお、当社は、増岡研介氏及び山岡信一郎氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中に就任した取締役及び監査役
2022年6月23日開催の第104期定時株主総会において、新たに、魚住直之氏及び大森賢律氏は取締役を選任され、また、清家隆太氏は監査役を選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
2022年6月23日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、川口浩一氏及び角田憲治氏は任期満了により取締役を退任し、姫野彰氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

5. 当事業年度末日後の2023年4月1日付で、次のとおり取締役の担当等を変更いたしました。

氏名	新	旧
河原光男	取締役副社長執行役員社長補佐	取締役専務執行役員営業統括部門部門長
福島義弘	取締役常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長(兼)ダイバーシティ推進室室長	取締役常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)商品本部本部長(兼)リテール本部本部長
魚住直之	取締役常務執行役員営業統括部門部門長	取締役常務執行役員営業統括部門部門長代行(兼)ダイバーシティ推進室室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）ならびに各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。当該保険契約の被保険者は当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を策定し、定期的に見直しを行っております。2021年3月11日に決定方針について改めてガバナンス委員会に諮問し、その答申内容を踏まえ、2021年3月31日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。なお、2021年6月17日の取締役会決議により一部改定を行っております。決定方針の内容の概要については、以下のとおりであります。

a. 基本方針

○経営ビジョン・ミッションの実現を促すこと

- ・ 持続的成長、企業価値向上につながる制度設計
- ・ 中期経営計画に沿って実績と意義を反映した報酬
- ・ ガバナンスの実効性を保ち公平で妥当性のある制度

○経営陣の責任とモチベーション向上

- ・ 役員の役割、責任の大きさとその達成度合いを反映した報酬
- ・ 多様な能力と優秀な人材を確保できる制度と報酬の水準
- ・ 短期志向への偏りを抑制し中長期視点を加味して評価

○客観性・透明性の確保

- ・ ガバナンス委員会にて審議され、取締役会（または監査役会）にて決定
- ・ 業務執行取締役の業績連動報酬等は定量・定性評価に加え、取締役会から委任された代表取締役社長による評価を反映
- ・ 監査役報酬は業務状況、独立性、公正不偏を考慮

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月額固定報酬とし、取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて決定するものとしております。なお、非常勤取締役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

c. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、各取締役が担う役割と責任に応じ、計画達成、前年度比改善及び貢献度合い等を反映した報酬体系としております。業績連動報酬等に係る定量指標は、算定方法の客観性を高めるために、業界で一般的に広く使用される全社連結ベースの売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の計画比、前年度比の達成率、改善率を利用しております。

定量指標以外に定性・戦略等の評価をあわせて評点化し、役位・役職別配分比率に応じて各取締役の総合評点を算出し、それを基に業績連動報酬等の額を決定しております。

なお、業績連動報酬等は毎年度、最終業績及び評価確定後に支給するものとし、評価指標は、経営環境の変化や経営戦略に応じて毎年見直しを行い、ガバナンス委員会の答申を踏まえて適宜変更するものとしております。

d. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて定められた月額固定報酬と業績連動報酬等により構成され、その比率は約7：3（標準ケース）としております。なお、非常勤取締役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

また、報酬構成ならびに月額固定報酬と業績連動報酬等の比率については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を比較することで定期的に妥当性を検証し、ガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（岡本均）がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとしております。

その内容は、固定報酬は取締役の役位別及び兼任する執行役員の役職別に定められた月額固定報酬テーブルに応じて決定し、業績連動報酬等の額は役員報酬制度に従い前期業績評価に基づき算出するものとし、代表取締役社長の評価を反映して最終決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割及び業務執行の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役報酬の金額決定過程において、独立社外役員を過半数とするガバナンス委員会にて、定期的に基本方針、報酬額の決定方法、課題等について客観的視点から審議・答申を受けるものとしております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会にて原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を踏まえ、決定方針に沿うものであると判断しております。

事業報告

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2017年6月21日開催の第99期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬額は、2009年12月18日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。なお、監査役の報酬は月額固定報酬のみとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	218	138	80	8
社外取締役	17	17	－	3
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	－	2
社外監査役	16	16	－	3
合計	270	189	80	16

- (注) 1. 業績連動報酬等は当事業年度に係る役員賞与支給予定額であります。なお、2022年6月24日に役員賞与70百万円を支給しておりますが、上記金額には含めておりません。
2. 当事業年度を含む業績連動報酬等に係る定量指標の実績の推移は1.(4)財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	宮坂 泰行	宮坂泰行公認会計士事務所	所長（公認会計士）	－
		株式会社レゾナック・ホールディングス	社外監査役	－
	奥田 高子	株式会社エムティーアイ	社外監査役	－
	中条 薫	株式会社SoW Insight	代表取締役社長	－
		フォスター電機株式会社	社外取締役	－
		UBE三菱セメント株式会社	社外取締役	－
監査役	増岡 研介	増岡総合法律事務所	所長（弁護士）	－
		株式会社吉野家ホールディングス	社外監査役	取引先
		株式会社TJMデザイン	社外監査役	－
	山岡 信一郎	株式会社ヴェリタス・アカウンティング	代表取締役社長（公認会計士）	－
		山岡法律会計事務所	パートナー	－
		イー・ギャランティ株式会社	社外監査役	取引先

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

事業報告

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況（果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要）
取締役	宮 坂 泰 行	主に公認会計士としての専門的な知見等から取締役会の意思決定の妥当性ならびに適正性を確保するための的確な助言と、業務執行に対する監督を行うなど、適切に役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、積極的に意見・提言を行い、指名・報酬決定プロセスや取締役会の実効性評価への関与、関連当事者取引の監督をはじめとして、取締役会の監督機能の強化に貢献しております。なお、当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	奥 田 高 子	取締役会の多様性を高めるとともに、議論の活性化に貢献し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。また、ガバナンス委員会の委員として、積極的な意見・提言を行うとともに当社のダイバーシティを推進するための有益な提言を行うなど、適切に役割を果たしております。なお、当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	中 条 薫	業務執行に対する監督に加え、客観的かつ実践的な視点からの的確な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。また、当社のダイバーシティ推進ならびにDX推進等において有益な提言を行うなど、適切に役割を果たしております。なお、当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
区分	氏名	主な活動状況
監査役	増 岡 研 介	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。なお、ガバナンス委員会の委員として、的確な意見・提言を行っております。
	山 岡 信 一 郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が2百万円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の不再任議案を、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、2006年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載いたします（直近では、2022年4月28日付で一部改訂を行っております）。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款等に従い、また執行役員及び使用人は、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
- ③ コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議、伊藤忠食品グループコンプライアンス連絡会を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び関連する役員に報告するものとする。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、「伊藤忠食品グループ内部通報制度（ホットライン）規程」に基づきその運用を行うこととする。また、通報したものに対し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑥ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。また、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦ 社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役ならびに取締役会にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載がある文書等（電磁的記録を含む）について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「ITセキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い、担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」及び「投資委員会規程」に従い、関連部署からなる投資委員会にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
- ② 安心・安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
- ③ 地震・風水害・火災等の災害リスク、感染症に対するリスク、当社取扱商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理対策規程」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。サステナビリティ委員会の傘下に災害等の不測の事態に対応するためBCM（総合的な事業継続のためのマネジメント）分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（BCP）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、執行役員、部門長、本部長及び常勤監査役が出席する経営会議を原則毎月2回、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 監査部（内部統制チーム）は、財務報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備支援と運用評価を行うものとする。
- ② 子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
- ③ 定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス体制の整備について子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

事業報告

- ④ 子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、毎期確認を行うこととする。

(6) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社の使用人から補助使用人を任命することを求めることができるものとする。補助使用人の人事評価は監査役が行い、その人事異動については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したものに對し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わない。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査部と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び内部統制評価について協議または意見交換をするなど、密接な情報交換を行い連携を図る。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に取り組んでおります。当期に実施した主要な取り組みは次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンスを企業に求められる高い倫理観を実践するための基盤として位置づけ、「伊藤忠食品グループコンプライアンス規程」を定め、担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンス体制の向上を図っております。
- ② 「伊藤忠食品グループ内部通報制度（ホットライン）規程」に基づき、当社及びグループ会社向けポータルサイトに通報窓口等の利用方法を掲載し、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。また、グループ会社の責任者が出席する「グループコンプライアンス連絡会」を年2回開催し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ③ 「独占禁止法」や「個人情報保護法」等の関連法令に加え「環境マネジメントシステム」の周知徹底を図るため、従業員向けeラーニングを実施いたしました。また「コンプライアンス通信」を継続して発行し、常勤役員及び管理職を対象とした「ハラスメント研修」を実施いたしました。

(2) リスク管理体制

- ① 災害リスクへの備えとして、業務継続計画の実効性検証を目的としたBCP訓練を実施いたしました。また、サイバーセキュリティ危機対策として、全社員を対象とした攻撃型メール訓練の実施に加え、サイバー攻撃対応BCPの策定を目的に、システム部門及び重要業務担当部署を対象としたBCP訓練を実施いたしました。
- ② 食品の安全管理については、商品事故発生防止に対する施策を継続して講じました。また、ロジスティクス本部主管の業務委託先の物流センターについての物流点検を実施いたしました。
- ③ 個人情報保護への対応については、「プライバシーマーク制度」の認証を受けており、従業員教育、内部監査等を実施し、個人情報保護マネジメントシステムの実施・維持及び継続的な改善を行っております。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対応として、従業員及び来訪者向けに検温器、消毒液ならびに飛沫防止の仕切板等を設置するとともに、除菌清掃を継続して実施いたしました。また、従業員に対しては、定期的に注意喚起と行動指針を発信し、在宅勤務及びスライドワークを推進いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取引先の業績悪化による債権回収不能リスクに対しては、信用保険等を活用し債権保全対策を継続して講じました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除のための基本理念である「反社会的勢力排除の基本方針」及び反社会的勢力との一切の関係を遮断するために必要となる事項について定めた「反社会的勢力排除に関する規程」を制定しております。また、被害を防止し、関係を遮断するための措置として、契約締結にあたり反社会的勢力排除条項の導入を徹底し、既存契約においても適切な検証のもと、見直しを図っております。

(4) 取締役の職務執行

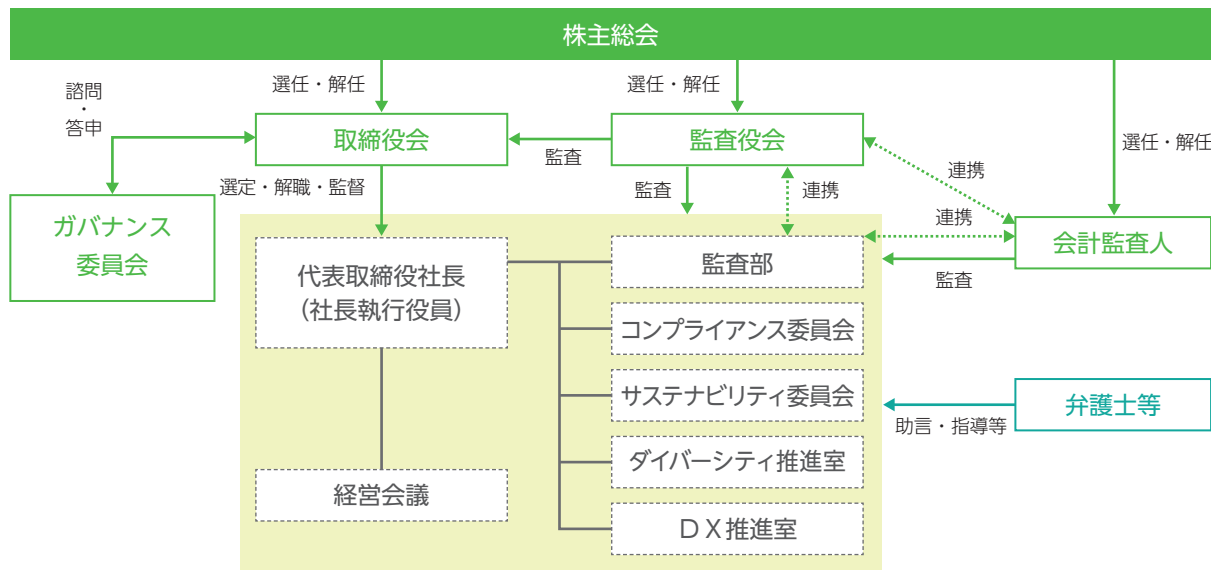
取締役の職務執行の有効性と効率性を確保するため、取締役会において社外取締役が独立した立場から経営の監督が行えるよう決議に加わり適切な助言・指摘を行い、業務執行取締役は、職務執行状況の報告を行っております。

(5) 監査役の職務執行

- ① 監査役会は4名（内、社外監査役2名）で構成され、原則毎月1回開催し、監査に関する重要な事項について意見交換、協議、決議を行っております。
- ② 監査役会にて定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役がその他重要会議である経営会議、投資委員会、コンプライアンス委員会、伊藤忠食品グループコンプライアンス連絡会等に出席するとともに、適宜、営業部門の会議に出席し、内部統制システムの監視と検証を行っております。
- ③ 監査役監査の実効性を高めるため、常勤監査役は、監査部との間で月1回程度、情報・意見を交換する場を設け、内部監査ならびに内部統制評価の結果や実施状況について情報共有を行うとともに、法務・コンプライアンス部等、他部署と適宜情報交換を実施しております。また、年1回程度、監査部、ならびに会計監査人との間で、「三様監査情報交換会」を開催し、監査に関連する情報共有と相互のコミュニケーションの一層の深化を図っております。
- ④ グループ会社に対しては、常勤監査役が定期的に訪問し、経営陣との面談を通じ、経営状況を確認するとともにグループ会社監査役と適宜情報共有を行い、グループ内部統制の徹底を図っております。

■ コーポレートガバナンス体制図（2023年4月1日現在）

当社のコーポレートガバナンス体制は、以下のとおりであります。



連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	184,152
現金及び預金	1,565
受取手形及び売掛金	89,613
商品及び製品	16,474
未収入金	24,180
グループ預け金	52,200
その他	402
貸倒引当金	△281
固定資産	62,465
有形固定資産	15,820
建物及び構築物	3,394
機械装置及び運搬具	18
器具及び備品	2,028
土地	6,293
リース資産	4,087
無形固定資産	3,560
ソフトウェア	2,286
その他	1,274
投資その他の資産	43,085
投資有価証券	31,270
関係会社出資金	528
長期貸付金	1,367
繰延税金資産	141
退職給付に係る資産	1,368
差入保証金	8,054
その他	380
貸倒引当金	△22
資産合計	246,617

科目	金額
負債の部	
流動負債	137,072
買掛金	123,171
リース債務	579
未払法人税等	968
賞与引当金	1,150
役員賞与引当金	80
その他	11,125
固定負債	9,765
リース債務	4,110
繰延税金負債	3,266
設備休止損失引当金	1
資産除去債務	1,226
退職給付に係る負債	330
その他	832
負債合計	146,836
純資産の部	
株主資本	89,286
資本金	4,923
資本剰余金	7,165
利益剰余金	77,311
自己株式	△113
その他の包括利益累計額	10,475
その他有価証券評価差額金	10,748
退職給付に係る調整累計額	△273
非支配株主持分	20
純資産合計	99,781
負債・純資産合計	246,617

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		642,953
売上原価		605,027
売上総利益		37,926
販売費及び一般管理費		30,419
営業利益		7,507
営業外収益		
受取利息及び配当金	894	
持分法による投資利益	192	
その他	591	1,677
営業外費用		
支払利息	110	
その他	131	241
経常利益		8,943
特別利益		
固定資産売却益	22	22
特別損失		
減損損失	36	
投資有価証券評価損	1,635	1,671
税金等調整前当期純利益		7,294
法人税、住民税及び事業税	2,441	
法人税等調整額	9	2,450
当期純利益		4,844
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		4,843

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	182,293
現金及び預金	295
受取手形	1,440
売掛金	87,443
商品及び製品	16,210
前払費用	322
未収入金	24,058
グループ預け金	52,200
その他	598
貸倒引当金	△272
固定資産	61,403
有形固定資産	12,648
建物	1,755
構築物	5
車両運搬具	0
器具及び備品	1,937
土地	4,875
リース資産	4,076
無形固定資産	3,511
ソフトウェア	2,237
その他	1,274
投資その他の資産	45,245
投資有価証券	29,879
関係会社株式	3,570
関係会社出資金	50
関係会社長期貸付金	1,858
長期貸付金	100
差入保証金	7,689
その他	2,122
貸倒引当金	△22
資産合計	243,696

科目	金額
負債の部	
流動負債	136,385
買掛金	122,211
リース債務	572
未払金	10,691
未払法人税等	805
賞与引当金	1,018
役員賞与引当金	80
その他	1,009
固定負債	9,223
リース債務	4,106
繰延税金負債	3,195
預り保証金	641
設備休止損失引当金	1
資産除去債務	1,214
その他	66
負債合計	145,608
純資産の部	
株主資本	87,470
資本金	4,923
資本剰余金	7,162
資本準備金	7,162
利益剰余金	75,498
利益準備金	1,231
その他利益剰余金	74,267
固定資産圧縮積立金	22
別途積立金	67,200
繰越利益剰余金	7,045
自己株式	△113
評価・換算差額等	10,619
その他有価証券評価差額金	10,619
純資産合計	98,088
負債・純資産合計	243,696

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		635,007
売上原価		599,431
売上総利益		35,576
販売費及び一般管理費		28,604
営業利益		6,972
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,119	
その他	504	3,623
営業外費用		
支払利息	111	
その他	149	260
経常利益		10,334
特別損失		
減損損失	36	
投資有価証券評価損	1,635	1,671
税引前当期純利益		8,663
法人税、住民税及び事業税	2,224	
法人税等調整額	△3	2,222
当期純利益		6,442

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

伊藤忠食品株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平田英之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川合直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤忠食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

伊藤忠食品株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平田英之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川合直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤忠食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画において、監査の方針、重点監査項目、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として一部監査等にWEB会議システム等を利用しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、確認と検証を行いました。
 - ③事業報告に記載されている親会社等との取引については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

伊藤忠食品株式会社 監査役会

常勤監査役	長	島	秀	昭	㊟
社外監査役	増	岡	研	介	㊟
社外監査役	山	岡	信	一	㊟
監査役	清	家	隆	太	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 7階国際会議ホール

交通：堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 ①⑫番出口から徒歩8分

谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 ④番出口から徒歩8分



※駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承の程、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。

電子提供措置の開始日 2023年5月30日

第105期 定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

伊藤忠食品株式会社

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,923	7,165	73,484	△113	85,459
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,015		△1,015
親会社株主に帰属する当期純利益			4,843		4,843
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
持分法の適用範囲の変動			△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,827	△0	3,827
当 期 末 残 高	4,923	7,165	77,311	△113	89,286

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	9,786	△25	9,760	31	95,249
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,015
親会社株主に帰属する当期純利益					4,843
自 己 株 式 の 取 得					△0
持分法の適用範囲の変動					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	963	△248	715	△10	705
当 期 変 動 額 合 計	963	△248	715	△10	4,532
当 期 末 残 高	10,748	△273	10,475	20	99,781

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

会 社 名 : 新日本流通サービス(株)、I S Cビジネスサポート(株)、
(株)スハラ食品、(株)アイ・エム・シー

(2) 非連結子会社の数 1社

会 社 名 : (株)宝来商店

非連結子会社1社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも少額であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 2社

会 社 名 : (株)中部メイカン、ワイ&アイホールディングス(同)

持分法適用非連結子会社であった(株)宝来商店は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

b. 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～31年

機械装置及び運搬具 4年

器具及び備品 5年～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 設備休止損失引当金

物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業（食料品卸売業）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

商品の販売に伴う収益は、商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品した時点で履行義務が充足するものと判断しておりますが、出荷してから納品されるまでの期間が概ね1日以内であることを踏まえ、当社の物流センターや仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。当該取引については、得意先との契約に基づき受け取る対価の総額により収益を表示しております。

なお、他の当事者が商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品するように手配する履行義務である場合には、当社の役割が代理人に該当すると判断し、得意先から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 23,784百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

(1) 減損損失を認識した主な資産

会社名	場所	用途	種類
伊藤忠食品(株)	－	事業用資産 (自社利用システム)	無形固定資産「その他」

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。

伊藤忠食品(株)については、事業用資産は、主として地域性をもとに区分した営業本部毎に、資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損に至った経緯

伊藤忠食品(株)において、開発を進めていた一部の自社利用システムに関して、開発方針の見直しを決定したことから、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

(4) 減損損失の内訳

無形固定資産「その他」 36 百万円

(5) 回収可能価額の見積り方法

事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定をしており、その評価額は零としております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	12,720,000	－	－	12,720,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	32,847	20	－	32,867

(注) 自己株式の増加20株は、単元未満株式の買取りであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	507	40	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	507	40	2022年9月30日	2022年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	507	40	2023年3月31日	2023年6月23日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

未収入金は、主に仕入先からの割戻金であります。その大半は同一仕入先に対する買掛金の残高の範囲内です。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

グループ預け金は、主に親会社である伊藤忠商事(株)のグループ金融制度の利用に伴うものであり、伊藤忠商事(株)の子会社である伊藤忠トレジャリー(株)に対する預け金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引担当部支店及び審査部が、取引先の財務状況を定期的に把握するとともに、取引先毎の債権残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき、適時に資金繰りの計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。また、連結子会社においても、同様に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (※ 3)	28,688	28,688	－
資産計	28,688	28,688	－
(2) リース債務	4,689	4,940	251
負債計	4,689	4,940	251

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「グループ預け金」並びに「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 3) 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,511
投資事業有限責任組合出資	71

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,565	－	－	－
受取手形及び売掛金	89,613	－	－	－
未収入金	24,180	－	－	－
グループ預け金	52,200	－	－	－
合 計	167,558	－	－	－

(注) 2. リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	579	516	493	466	471	2,163

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	28,688	－	－	28,688
資産計	28,688	－	－	28,688

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	－	4,940	－	4,940
負債計	－	4,940	－	4,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当社及び連結子会社の報告セグメントは、食料品卸売業のみであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(1) 顧客を業態別に分解した情報

	金額 (百万円)	構成比 (%)
卸売業	34,335	5.3
百貨店	18,437	2.9
GMS・SM	345,826	53.8
CVS	73,955	11.5
ドラッグストア	66,572	10.3
その他小売業	75,611	11.8
その他	28,216	4.4
合計	642,953	100.0

(注) 業態別の分類において、GMSはゼネラル・マーチャンダイズ・ストア、SMはスーパーマーケット、CVSはコンビニエンスストアであります。

(2) 商品分類別に分解した情報

	金額 (百万円)	構成比 (%)
ビール類	150,722	23.4
和洋酒	102,871	16.0
調味料・缶詰	104,370	16.2
嗜好品・飲料	154,854	24.1
麺・乾物	45,797	7.1
冷凍・チルド	26,283	4.1
ギフト	34,618	5.4
その他	23,438	3.7
合計	642,953	100.0

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社では、食料品卸売業において、GMS・SMなどの得意先に対して、ビール類や嗜好品・飲料といった商品を販売しております。

商品の販売に伴う収益は、商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品した時点で履行義務が充足するものと判断しておりますが、出荷してから納品されるまでの期間が概ね1日以内であることを踏まえ、当社の物流センターや仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。当該取引については、得意先との契約に基づき受け取る対価の総額により収益を表示しております。

また、販売した商品の対価は、商品引き渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

なお、他の当事者が商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品するように手配する履行義務である場合には、当社の役割が代理人に該当すると判断し、得意先から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を表示しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた資産 (期首残高)	85,398
顧客との契約から生じた資産 (期末残高)	89,613

当社及び連結子会社については、契約資産は該当がなく、契約負債に重要なものはありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、未充足の履行義務に配分した取引価格はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	7,863円14銭
2. 1株当たり当期純利益	381円69銭
※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
・ 連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	4,843百万円
・ 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,843百万円
・ 普通株主に帰属しない金額	－百万円
・ 普通株式の期中平均株式数	12,687,150株

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度または退職一時金制度を設けております。加えて、一部の連結子会社は、確定拠出型の企業年金制度を設けており、当社では、選択制確定拠出年金制度を導入しております。

また、当社は確定給付型の制度の枠外で連合設立型の確定給付企業年金である伊藤忠連合企業年金基金に加入しております。その要拠出額を退職給付費用として処理している伊藤忠連合企業年金基金に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（2022年3月31日現在）

a. 年金資産の額	36,395百万円
b. 年金財政計算上の数理債務の額	44,813百万円
c. 差引額（a－b）	△8,417百万円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
3.69%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,662百万円及び別途積立金1,245百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間11年0ヶ月の元利均等償却であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,464百万円
勤務費用	290
利息費用	48
数理計算上の差異の発生額	6
退職給付の支払額	<u>△309</u>
退職給付債務の期末残高	4,499百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,706百万円
期待運用収益	171
数理計算上の差異の発生額	△299
事業主からの拠出額	208
退職給付の支払額	<u>△249</u>
年金資産の期末残高	5,537百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,169百万円
年金資産	<u>△5,537</u>
	△1,368百万円
非積立型制度の退職給付債務	330百万円
連結貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	<u>△1,038百万円</u>
退職給付に係る負債	330
退職給付に係る資産	<u>1,368</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,038百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	290百万円
利息費用	48
期待運用収益	△171
過去勤務費用の処理額	7
数理計算上の差異の処理額	△59
連合設立型基金への掛金拠出	130
その他	3
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>248百万円</u>

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△7百万円
数理計算上の差異	364
合計	<u>357百万円</u>

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	44百万円
未認識数理計算上の差異	349
合計	<u>393百万円</u>

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

①年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次のとおりであります。

株式	19%
債券	52
保険資産（特別勘定）	26
その他	3
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.16%

長期期待運用収益率 3.00%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、104百万円であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	4,923	7,162	7,162	1,231
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
別 途 積 立 金 の 積 立				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,923	7,162	7,162	1,231

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	その他利益剰余金				
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特別償却準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	27	1	64,400	4,412	70,071
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△1,015	△1,015
当 期 純 利 益				6,442	6,442
固定資産圧縮積立金の取崩	△5			5	－
特別償却準備金の取崩		△1		1	－
別 途 積 立 金 の 積 立			2,800	△2,800	－
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△5	△1	2,800	2,633	5,427
当 期 末 残 高	22	－	67,200	7,045	75,498

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△113	82,043	9,667	91,710
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△1,015		△1,015
当 期 純 利 益		6,442		6,442
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
特別償却準備金の取崩		－		－
別途積立金の積立		－		－
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			952	952
当 期 変 動 額 合 計	△0	5,427	952	6,378
当 期 末 残 高	△113	87,470	10,619	98,088

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

② 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～31年
構築物	10年～20年
車両運搬具	4年
器具及び備品	5年～12年

(2) 無形固定資産は、定額法によっております。（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 設備休止損失引当金

物流センター等の利用中止に伴い、発生が見込まれる損失について、合理的に見積もった金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌事業年度から処理しております。

なお、当事業年度末において年金資産が退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減算した金額を上回ったため、この差額を前払年金費用として投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業（食料品卸売業）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

商品の販売に伴う収益は、商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品した時点で履行義務が充足するものと判断しておりますが、出荷してから納品されるまでの期間が概ね1日以内であることを踏まえ、当社の物流センターや仕入先から出荷した時点で収益を認識しております。当該取引については、得意先との契約に基づき受け取る対価の総額により収益を表示しております。

なお、他の当事者が商品を得意先の指定する物流センターや店舗へ納品するように手配する履行義務である場合には、当社の役割が代理人に該当すると判断し、得意先から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	3,703百万円
短期金銭債務	21,467百万円
長期金銭債権	319百万円
長期金銭債務	2,534百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	21,730百万円
--	-----------

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売 上 高	15,207百万円
仕 入 高	109,427百万円
運 送 費	2,821百万円
その他の営業取引高	1,705百万円
営業取引以外の取引高	2,396百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
—	事業用資産 (自社利用システム)	無形固定資産「その他」

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。

事業用資産は、主として地域性をもとに区分した営業本部毎に、資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損に至った経緯

開発を進めていた一部の自社利用システムに関して、開発方針の見直しを決定したことから、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

(4) 減損損失の内訳

無形固定資産「その他」 36百万円

(5) 回収可能価額の見積り方法

事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、その評価額は零としております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	32,847	20	—	32,867

(注) 自己株式の増加20株は、単元未満株式の買取りであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	96百万円
賞与引当金	311
投資有価証券	1,413
関係会社株式	15
貸倒引当金	90
資産除去債務	378
その他有価証券評価差額金	89
減損損失	25
その他	466
繰延税金資産小計	<u>2,882百万円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,454</u>
評価性引当額小計	<u>△1,454百万円</u>
(繰延税金資産合計)	<u>1,428百万円</u>
繰延税金負債	
有形固定資産	150百万円
前払年金費用	539
その他有価証券評価差額金	3,935
(繰延税金負債合計)	<u>4,623百万円</u>
(繰延税金負債純額)	<u>3,195百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整内容)	
交際費等	0.3
受取配当金等	△8.7
住民税均等割	0.6
評価性引当額の増減	5.8
税額控除	△3.1
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.6%

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	伊藤忠 商事(株)	大阪市 北区	253,448	総合商社	直接52.2 間接 0.1	当社の仕入先 役員の兼任 土地・建物の賃借	商品の仕入	104,673	買掛金	19,642
									未収入金 (割戻)	553
							リース債務 の返済	198	リース債務	2,735
							支払利息	51		

(注) 1. 上記以外に親会社である伊藤忠商事(株)からオペレーティング・リース契約により物流センターの賃借を行っております。

これに関わるものは次のとおりであります。

賃借料	322百万円
差入保証金	300百万円
オペレーティング・リース契約 未経過リース料(土地)	3,942百万円

2. 期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。

3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

商品の仕入についての価格等の取引条件は、市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。

リース契約については、提示された見積りを他社より入手した見積と比較し、協議のうえ決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	新日本 流通 サービス(株)	大阪市 中央区	20	貨物運送 取扱業	直接100.0	運送の委託 役員の兼任	貸付資金の 回収	581	関係会社 長期貸付金	590
							受取利息	2	未収入金 (利息)	—

- (注) 1. 関係会社長期貸付金は、物流センター新設に伴う資金の貸付になります。
 2. 期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。
 3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
 資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連 会社	ワイ& アイ ホール ディ ングス (同)	東京都 港区	100	投資事業	直接50.0	役員の兼任	貸付資金の 回収	65	関係会社 長期貸付金	1,267
							受取利息	6	未収入金 (利息)	1

- (注) 1. 関係会社長期貸付金は、株式取得に伴う資金の貸付になります。
 2. 期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。
 3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
 資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

(3) 同一の親会社を持つ会社等

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	伊藤忠 トレ ジャリ ー(株)	東京都 港区	4,250	金融業	—	資金取引	資金の預入	51,369	グループ 預け金	52,200
							受取利息	63	未収入金 (利息)	30

- (注) 1. 期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。
 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
 資金の預入については、伊藤忠商事(株)のグループ金融制度を利用したことによるもので、取引条件は市場金利を勘案した合理的な利率によっております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 収益認識に関する注記」に記載していることから、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	7,731円31銭
2. 1株当たり当期純利益	507円73銭
※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
・ 損益計算書上の当期純利益	6,442百万円
・ 普通株式に係る当期純利益	6,442百万円
・ 普通株主に帰属しない金額	－百万円
・ 普通株式の期中平均株式数	12,687,150株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。